



秋田県公報

目次	ページ
告示	
○ 証紙売りさばき人の指定(二三三・会計管財課)……………	1
公告	
○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(県民文化政 策課)……………	1
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(総務事務セン ター)……………	1
○ 土地改良区の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部)……………	2
○ 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局 農林部)……………	2
○ 土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)……………	2
○ 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定(警察本部会 計課)二件……………	2
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の開催(一・教育庁総務課)……………	3
人事委員会規則	
○ 人事委員会規則二二三(事務局長に対する権限の委任)の 一部を改正する規則……………	3
○ 人事委員会規則二一一〇(管理職員等の範囲)の一部を改 正する規則……………	3

告 示

秋田県告示第二百三十三号

秋田県証紙条例(昭和三十九年秋田県条例第三十五号)第六条
第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定した
ので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年五月十二日

秋田県知事 佐竹 敬久

公 告

売りさばき人の 住所及び氏名	大館市字相染沢中俣 百六十一番地 小松 千代壽	売りさばき場所	大館市字三ノ九百 番地	指定年月日	平成二十一年四月 二十八日
-------------------	-------------------------------	---------	----------------	-------	------------------

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四
項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の
認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十
条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年五月十二日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年四月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 インクルージョン秋田第三者評価研究
会
- 三 代表者の氏名
赤坂 光 一
- 四 主たる事務所の所在地
秋田県秋田市新屋表町八番十九号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、社会福祉事業者が提供する福祉サービスの質
を、当事者以外の公正・中立的な立場で専門的かつ客観的に評
価する第三者評価機関を設立し、評価の結果を公表することに
より、利用者が適切に福祉サービスを選択するための情報を得
るとともに、社会福祉事業者が提供する福祉サービスの質の向
上に寄与することを目的とする。
- 六 定款の変更内容
特定非営利活動の種類追加

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地
方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七條の六
第一項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年五月十二日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品の名称及び数量
 - (二) 開放型磁気共鳴断層撮像装置 一式
 - (三) 購入物品の仕様等
 - (四) 入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録によ
る。
- 二 納入期限
平成二十二年二月一日(月)
- 三 納入場所
県の別途指定する場所
- 四 入札に参加する者に必要な資格等
 - (一) 入札に参加する者に必要な資格
 - (2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する
資格を有すること。
 - (3) 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係
る入札説明書の交付を受けていること。
 - (4) 秋田県物品等調達支払管理システム(電子情報処理組織
(物品等の調達に関する事務を処理するためのもの)に限
る。)を使用して知事が指定する電子計算機に備えられた
ファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達シ
ステム」という。)により入札に参加する場合は、電子署
名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務
省・法務省・経済産業省令第二号)第四条第一項第一号に
規定する電子証明書の発行を受けていること。
 - (二) 資格に係る申請
 - (一) 資格のない者で調達システムにより入札に参加を希
望するものは、秋田県電子業者登録システム(電子情報処理
組織(競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処
理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子
計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをい
う。(一)により平成二十一年五月二十五日(月)までに申請す
ること。ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法
に代えて、所定の競争入札参加資格申請書を提出して申請す
ることができる。
- 五 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並
びに問合せ先
郵便番号〇一〇―〇九五― 秋田市山王四丁目一番二号
秋田県出納局総務事務センター(電話番号〇一八―八六〇

- 一七四三)
 - (一) 調達システム (<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTopdo?method=initdisplay>) により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。
 - (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - 秋田県の休日を含める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成二十一年五月十二日(火)から同年六月十九日(金)までの期間、(一)の場所において随時交付する。
 - (四) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法
 - 平成二十一年五月十二日(火)から同年六月十九日(火)までの期間、調達システムにより利用することができる。
 - 入札執行の日時及び場所
 - 秋田県出納局総務事務センター
 - 入札保証金
 - 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六百六条から第六百六十三条までに規定するところによる。
 - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - 日本語及び日本国通貨
 - (二) 入札の方法
 - 落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記載すること。
 - (三) 入札の無効
 - 秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。
 - (四) 落札者の決定方法
 - 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
 - (五) 契約書作成の要否 要
 - (六) 提出書類等
 - 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入

- 札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記載された必要資料等を提出する。))。
 - (七) その他
 - 七 概要
 - Summary
 - 1 Nature and quantity of item to be purchased.
 - The open MR imaging system
 - 2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 24 June, 2009
 - 3 Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-2 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-0951, Japan TEL 018-860-2743
 - 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、合川町土地改良区から申請があった定款変更について、平成二十一年四月三十日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 - 平成二十一年五月十二日
 - 秋田県知事 佐 竹 敬 久
 - 一 退任理事の住所及び氏名
 - 秋田市雄和芝野新田字本田百九十一
 - 永澤鉄五郎
 - 雄和芝野新田字中台百八
 - 細井 則美
 - 字寺沢三十七ー一
 - 加賀屋勇二
 - 雄和田草川字沖村二百三十二
 - 堀井 金義
 - 字山崎二十四
 - 藤原 勇治
 - 雄和椿川字鹿野戸九十七
 - 堀井 隆嗣
 - 雄和芝野新田字中台七十三
 - 柏谷 勝美
 - 河辺戸島字ラソノ八十一
 - 岡部 廣勝
 - 字本町二
 - 酒田 健一
 - 河辺畑谷字中村六
 - 稲垣 靖
 - 字大又百四十三
 - 足利 明彦
 - 二 就任理事の住所及び氏名

- 秋田市雄和芝野新田字中台四十六
 - 齊藤 善悦
- 雄和椿川字鹿野戸九十七
 - 堀井 隆嗣
- 雄和田草川字山崎八十二ー一
 - 藤原 重規
- 字沖村百十九
 - 堀井 進
- 雄和芝野新田字中台十五ー一
 - 佐藤 文博
- 字寺沢三十七ー一
 - 加賀屋勇二
- 雄和田草川字本田百四十三ー一
 - 佐藤 浩
- 河辺畑谷字中村六
 - 稲垣 靖
- 字大又百五十三
 - 足利 善悦
- 河辺戸島字本町二
 - 酒田 健一
- 字中川原二十九
 - 鈴木 毅
- 退任監事の住所及び氏名
 - 秋田市河辺戸島字本町二百二十一ー四
 - 関 正志
 - 雄和田草川字太田二十七
 - 黒崎 博
 - 雄和芝野新田字中台四十六
 - 齊藤 善悦
 - 就任監事の住所及び氏名
 - 秋田市雄和芝野新田字中台九十六
 - 齊藤 清孝
 - 雄和田草川字太田二十七
 - 黒崎 博
 - 河辺戸島字本町二百二十一ー四
 - 関 正志
- 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区から申請があった定款変更について、平成二十一年四月二十七日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 - 平成二十一年五月十二日
 - 秋田県知事 佐 竹 敬 久
- 一 仙北平野豊川土地改良区
- 二 秋田県田沢疏水土地改良区
 - 特定調達契約について次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。
 - 平成二十一年五月十二日
 - 秋田県知事 佐 竹 敬 久
 - 一 随意契約に係る借入物品の名称及び数量
 - 二 指紋自動識別システム 一式
 - 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 秋田県警察本部会計課 秋田市山王四丁目一番五号
 - 随意契約の相手方を決定した日
 - 平成二十一年三月九日

- 四 随意契約の相手方の名称及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社東北支店 宮城県
仙台市青葉区中央四丁目六番一号
- 五 随意契約に係る契約金額
月額 二百八十四万五千五百円
- 六 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号の規定に該当するため。

特定調達契約について次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。

平成二十一年五月十二日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 随意契約に係る物品等の名称及び数量
IC 運転免許証作成用消耗品

物 品 名	購入予定数量
IC免許証カード(優良用)	三百十六箱
IC免許証カード(一般用)	三百八十七箱
IC免許証カード(新規用)	五十三箱
経歴証明書用カード	四箱
インクリボン(Y)	七十六箱
インクリボン(M)	七十六箱
インクリボン(C)	七十六箱
インクリボン(黒)	七十六箱
UVCRリボン(保護膜)	七十六箱
オーバーコートリボン	二百二十七箱

- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
秋田県警察本部会計課 秋田市山王四丁目一番五号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成二十一年四月十三日
- 四 随意契約の相手方の名称及び住所
株式会社東芝東北支社 宮城県仙台市青葉区本町二丁目一番二十九号
- 五 随意契約に係る契約金額

物 品 名	契 約 金 額
IC免許証カード(優良用)	十四万九百八十三円
IC免許証カード(一般用)	十四万九百八十三円
IC免許証カード(新規用)	十四万九百八十三円
経歴証明書用カード	九万六千六百円
インクリボン(Y)	二万五千九百三十五円
インクリボン(M)	二万五千九百三十五円
インクリボン(C)	二万五千九百三十五円
インクリボン(黒)	一万四千七百七十五円
UVCRリボン(保護膜)	三万六千六百円
オーバーコートリボン	一万三千三百三十五円

- 六 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号の規定に該当するため。

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第十一号

次のとおり教育委員会会議を開催する。
平成二十一年五月十二日

- 一 日時 平成二十一年五月十四日 午後二時
- 二 場所 教育委員会委員室
- 三 案件
 - (一) 教育次長等の任免についての専決処分等報告
 - (二) 秋田県文化財保護審議会委員の任命について
 - (三) その他

人事委員会規則

人事委員会規則二二三(事務局長に対する権限の委任)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年五月十二日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則二二三(事務局長に対する権限の委任)の一部を改正する規則

規則二二三(事務局長に対する権限の委任)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「第七号」を「第九号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則一一〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年五月十二日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則一一〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則

規則一一〇(管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。

別表第一出納局の項中「総務・車両班」を「総務・審査指導班」に改め、同表教育庁(本庁)の項中「課長」を「課長 センター長」に改める。

別表第二知事の事務部局(地方機関)地域振興局の項中「総務課長」、「及び総務・出納班」及び「北秋田地域振興局総務企画部大館事務所長」を削り、同表知事の事務部局(地方機関)東京事務所(地方機関)「広報・政策情報班」を「政策情報・マーケティング班」に改め、同表知事の事務部局(地方機関)健康環境センターの項中「総務企画班」を「総務・企画班」に改め、同表知事の事務部局(地方機関)農林水産技術センターの項中「総合食品研究所長」、「食品加工研究所長」及び「醸造試験場長」を削

り、同項の次に次のように加える。

総合食品研究所	所長 食品加工研究所長 醸造試験場長
企画管理室長	主席研究員

別表第二知事の事務部局（地方機関）脳血管研究センターの項、知事の事務部局（地方機関）リハビリテーション・精神医療センターの項及び知事の事務部局（地方機関）流域下水道事務所の項を削り、同表知事の事務部局（地方機関）砂子沢ダム建設事務所の項中「総務・調査設計班」を「総務班」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
一	下	九	平成二十一年四月十四日(号外第一号)掲載の秋田県告示第八十六号(特定計量器定期検査の実施) (原稿誤り)	平成二十一年六月二十九日 平成二十一年六月二十三日

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(86)八七六六 FAX(86)〇〇〇五
E-mail:matsubaransatsu.co.jp

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号 松原繁雄